

特集号

平成16年6月10日  
(2004年)

# 西宮市の国保

編集・発行

西宮市市民局市民部  
国民健康保険グループ  
国保収納グループ  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

## 平成16年度の

## 保険料率が決まりました

平成十六年度の西宮市国民健康保険の料率が決まり、六月一日に告示しました。国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした医療保険制度です。被保険者のみなさまの保険料は、国・県の補助金や市の繰入金と並んで、この制度を支える重要な財源です。健康な生活を送るために欠くことのできない国民健康保険制度を維持していくためにみなさまのご協力をお願いします。

### 医療費増大などで 保険料率が上がりました

平成十六年度の保険料率は、医療給付費分については所得割が九・五%、均等割が3万3600円、平等割が2万5200円で、介護納付金分については、所得割が一・五%、均等割が9960円に決まりました。本年度の保険料率は、急速な高齢化や医療の高度化による医療費の増大、長引く不況による所得伸び率の低下などの影響により、医療給付費分、介護納付金分ともに昨年度に比べて引上げとなっています。なお、保険料率を決定するしくみについては、次頁で説明しています。

### 保険料通知書は 6月中旬に郵送します

この料率に基いて決定した平成十六年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送する予定です。なお、保険料の計算方法は、下表のとおりです。



### 特別相談コーナーを 6月18日から設けます

本市では保険料の算定方法や納付方法などについてのご質問にお答えするため、「国民健康保険特別相談コーナー」を設けます。設置期間は、六月十八日(金)から同月三十日(水)まで(土・日曜日は除く)、会場は市役所本庁舎二階の252会議室です。相談受付時間は、午前九時から十二時まで、午後は十二時四十五分から五時までとなっております。お気軽にご相談ください。

## 平成16年度保険料の計算方法

保険料は、次の方法で計算されます。次頁に料率のしくみを紹介しています。

### 医療給付費分保険料

<b>①所得割額</b> 15年中の 基準総所得 金額 ※ × $\frac{9.5}{100}$	+	<b>②均等割額</b> 被保険者1人につき 33,600円	+	<b>③平等割額</b> 1世帯につき 25,200円	=	<b>①+②+③</b> 16年度年間保険料 (最高限度額52万円)
------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------------------

### 介護納付金分保険料

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)のいる世帯のみ医療給付費分保険料と介護納付金分保険料の合計額が国民健康保険料となります。

<b>①所得割額</b> 15年中の 基準総所得 金額 ※ × $\frac{1.5}{100}$	+	<b>②均等割額</b> 介護保険第2号 被保険者1人につき 9,960円	=	<b>①+②</b> 16年度年間保険料 (最高限度額7万円)
------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------	---	---------------------------------------

### 国民健康保険に関する問い合わせ先

- ◆加入・脱退・保険料について  
資格・賦課チーム  
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について  
給付チーム 35-3120
- ◆納付書・分納について  
収納チーム 35-3156  
収納対策チーム 35-3155  
滞納整理チーム 35-3091

※「基準総所得金額」とは、総所得金額等から基礎控除(現行33万円)を差し引いた金額をいいます。

